

# 《議事》

令和4年12月19日（月）  
第34回草津市景観審議会  
資料1

## 草津市屋外広告物条例施行規則の改正について

# 景観審議会への諮問内容等について

## 諮問 禁止地域1・モデル地区における非自家用屋上広告物の規制について

⇒ 禁止地域1・モデル地区について、案内図板であっても屋上広告物は設置不可とする。

## 協議 電光可変式広告物の規制の検討について

⇒ 現行基準では、電光可変式広告物を設置できる地域や表示面積の大きさ等の個別の制限がないため、規制を検討する必要がある。

# 草津市の屋外広告物規制について

# 屋外広告物について

## 自家用広告物と非自家用広告物

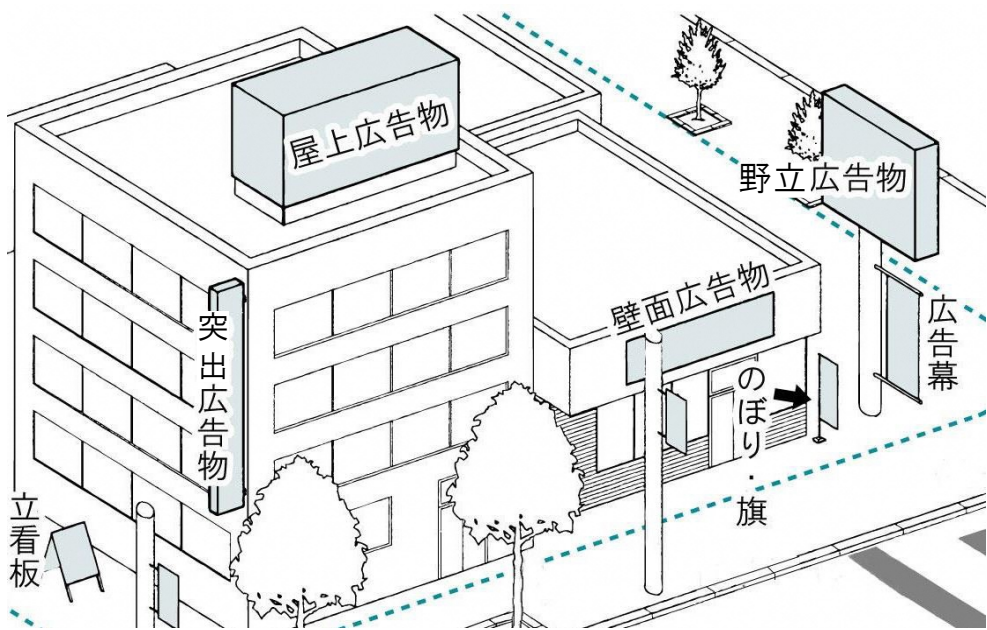
### ■ 自家用広告物・・・

自己の氏名、名称、店名、商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するため、自己の住所または事業所、営業所もしくは作業場に表示する広告物または掲出物件

### ■ 非自家用広告物・・・

自家用広告物にあたらぬもの（例えば、第三者の敷地で宣伝用に表示掲出された野立広告物など）

## 広告物の種類



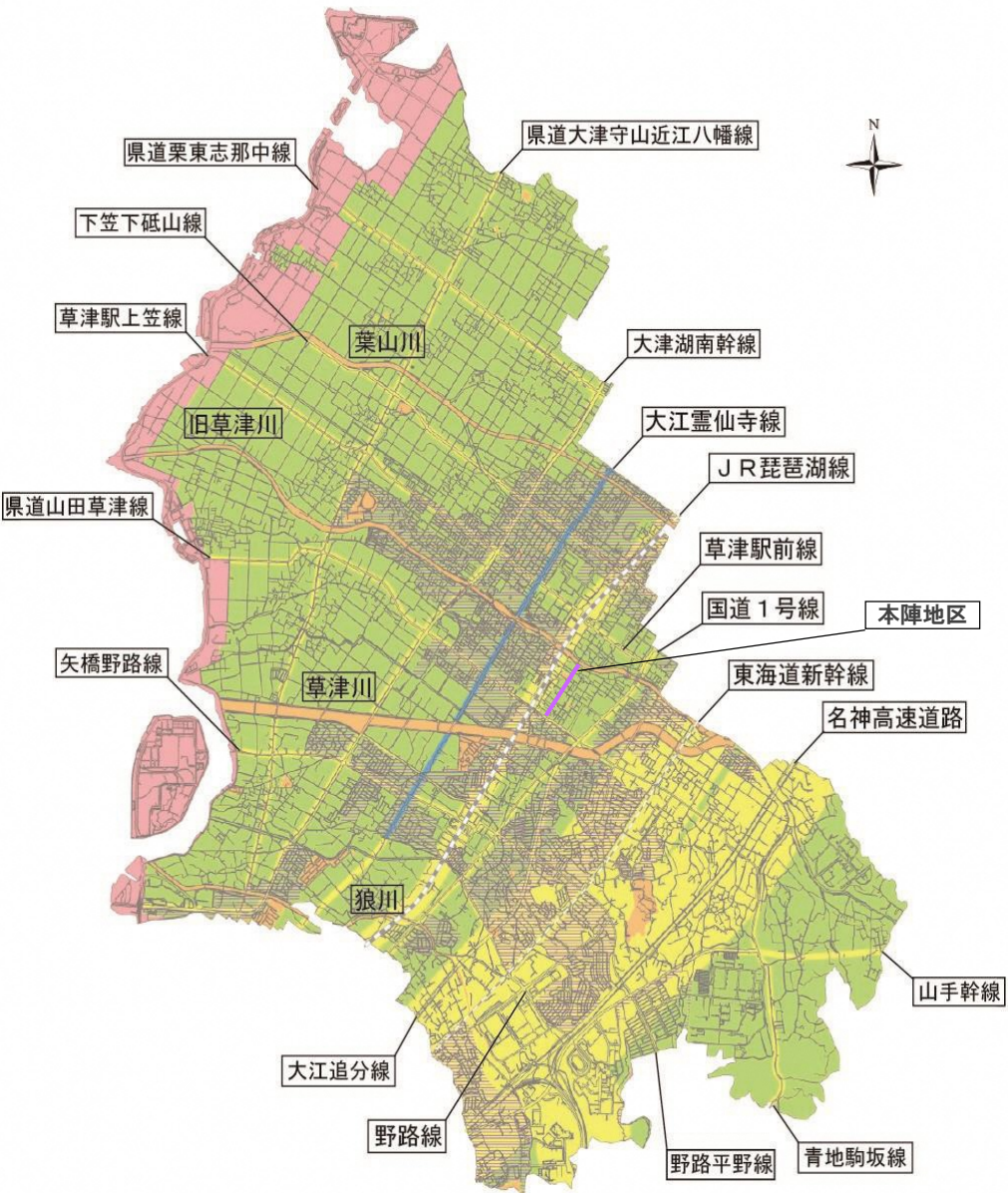
### ■ 案内図板・・・

非自家用広告物のうち、店舗等への案内や誘導を目的として設置されるもので、表示面積の40%以上が案内表示で占められているもの



この部分が  
40%以上

# 草津市の屋外広告物規制区域図



**禁止地域 1**  
●草津市景観計画に定める琵琶湖岸ゾーン

**禁止地域 2**  
●第1・2種低層住居専用地域 ●風致地区 ●指定文化財の周囲50m ●史跡名勝天然記念物の指定範囲 ●琵琶湖国定公園特別地域 ●景観計画に定める河川・緑軸 ●名神・新名神高速道路 ●都市公園・緑地 ●古墳・墓地








**第1種許可地域**  
●草津市景観計画で定める幹線道路軸または県道大津能登川長浜線の道路境界から30m以内  
●鉄道から100m以内 ●名神・新名神高速道路または東海道新幹線から500m以内の地域

**第2種許可地域**  
●第1種許可地域および広告規制型景観形成地区（モデル地区・本陣地区）以外の地域

**第3種許可地域**  
●第1種許可地域および第2種許可地域のうち、住居系用途地域（※）の区域

**広告規制型景観形成地区（モデル地区）**  
●都市計画道路大江霊仙寺線のうち、供用開始区域および事業認可区域で、道路境界から30m以内の地域

**広告規制型景観形成地区（本陣地区）**  
●草津市景観計画で定める東海道草津宿本陣通り景観形成重点地区内の地域

<b>凡例</b>		禁止地域 1		禁止地域 2		モデル地区		本陣地区
		第1種許可地域		第2種許可地域		第3種許可地域		5

# 諮問

禁止地域1・モデル地区における  
非自家用屋上広告物の規制について



# 屋上広告物 現行の規制内容①

## 自家用広告物の基準

地域		禁止地域1	禁止地域2	第1種許可地域	第2種許可地域	第3種許可地域	モデル地区	本陣地区	
総量規制		15㎡(※1)			—————		15㎡(※1)	—————	
色彩		原則として、地色は黒および高彩度色を使用しない (鮮やかな色を使う場合は、強調する部分に用いてください。)					P7の表1・表2参照	P7の表3・表4参照 (※2)	
形態	野立広告板 野立広告塔	面積	—————				1面あたり15㎡以下 野立広告物のみ総量 30㎡以下	—————	
		表示面の幅	幅4.5m以下 (※1)	—————			幅4.5m以下	幅4.5m以下	
		高さ	10m以下		20m以下		10m以下		6m以下(※3)
	個数	—————				高さ4.5mを超えるものは1基まで		—————	
規制	壁面広告物	面積	壁面の面積 ×1/4以下	壁面の面積 ×1/3以下	壁面の面積 ×1/2以下	壁面の面積 ×1/3以下	壁面の面積 ×1/4以下	1階および2階の 壁面の面積 ×1/4以下(※4)	
		高さ等	壁面からはみ出さない						
規制	突出広告物	突出幅	取付壁面から1.5m以内かつ市民境界から1m以内					取付壁面から1.5m以内 かつ道路にはみ出さない	
		上端の高さ	取付壁面の高さを超えない					取付壁面の高さを超えない (※5)	
		下端の高さ	【車道】4.7m以上 【歩道】2.7m以上					—————	
規制	屋上広告物	高さ等	設置できません	地上から設置箇所までの高さ×2/3 かつ3m以下 建物の幅をはみ出さないこと	地上から設置箇所までの高さ×2/3 かつ20m以下 建物の幅をはみ出さないこと	地上から設置箇所までの高さ×2/3 かつ10m以下 建物の幅をはみ出さないこと	設置できません	1階の屋上に限る	

琵琶湖岸の【禁止地域1】と良好な景観形成を推進していく【モデル地区】では、自家用の屋上広告物は掲出できない。

# 屋上広告物 現行の規制内容②

## 非自家用広告物の基準

地域		禁止地域 1	禁止地域 2	第 1 種許可地域	第 2 種許可地域	第 3 種許可地域	モデル地区	本陣地区				
色彩		設置 できません。	設置 できません。	原則として、地色は黒及び高彩度色を使用しない (鮮やかな色を使う場合は、強調する部分に用いてください。)			設置 できません。	設置 できません。				
形態	野立広告板			面積等	設置 できません。	ただし、 「案内図板」は 許可を受けて 設置できます。			一面30㎡以下	第3種許可地域 のうち、第1種許可 地域と重複する地 域では設置できま せん。 また、第2種許可 地域と重複する地 域では、第2種許 可地域の基準を適 用します。	設置 できません。	設置 できません。
				高さ					4.5m以下			
ご	野立広告塔			面積等	設置 できません。	ただし、 「案内図板」は 許可を受けて 設置できます。			一面あたり20㎡以下 かつ 一面の幅2m以下	第3種許可地域 のうち、第1種許可 地域と重複する地 域では設置できま せん。 また、第2種許可 地域と重複する地 域では、第2種許 可地域の基準を適 用します。	設置 できません。	設置 できません。
				高さ					10m以下			
の	壁面広告物			面積	設置 できません。	ただし、 「案内図板」は 許可を受けて設 置できます。			壁面の面積×1/2	壁面の面積×1/3	設置 できません。	設置 できません。
				高さ等					壁面からはみ出さない			
制	突出広告物			突出幅	設置 できません。	ただし、 「案内図板」は 許可を受けて設 置できます。			取付壁面から1.5m以内 かつ官民境界から1m以内	壁面の面積×1/3	設置 できません。	設置 できません。
				上端の高さ					取付壁面の高さを超えない			
				下端の高さ					【車道】4.7m以上 【歩道】2.7m以上			
	屋上広告物	高さ等	設置 できません。	ただし、 「案内図板」は 許可を受けて設 置できます。	地上から設置箇所までの高さ×1/2 かつ10m以下 建物の幅をはみ出さないこと	地上から設置箇所までの高さ×1/2 かつ5m以下 建物の幅をはみ出 さないこと	設置 できません。	設置 できません。				

自家用の屋上広告物は掲出できないが、案内図板であれば非自家用の屋上広告物は掲出できる。



# 非自家用屋上広告物の問題点について

禁止地域 1

モデル地区

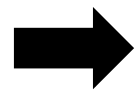
琵琶湖岸の自然的景観の保全（禁止地域 1）や、沿道景観と屋外広告物のバランスの取れた良好な沿道景観の形成（モデル地区）のため、他の許可地域に比べて厳しい基準を設けており、**自家用屋上広告物は掲出できないこととしている。**  
一方で、非自家用広告物のうち、**案内図板であれば屋上広告物も掲出できる状況となっている。**

➡ どちらも良好な景観形成を目的として自家用屋上広告物の掲出を禁止しており、案内図板であれば屋上広告物が掲出できることについては、自家用屋上広告物の掲出禁止との整合を図る必要がある。

# 非自家用屋上広告物規制の見直し内容

---

自家用の屋上広告物は掲出の禁止や制限をかけているにもかかわらず、非自家用（案内図板）の屋上広告物であれば制限なく掲出できることについて、今回、非自家用（案内図板）の屋上広告物の掲出も禁止することで、規制の統一をするものである。



禁止地域 1・モデル地区について、  
案内図板であっても屋上広告物は設置不可とする。

# 非自家用屋上広告物規制の見直し案

## 非自家用広告物の基準

地域		禁止地域1	禁止地域2	第1種許可地域	第2種許可地域	第3種許可地域	モデル地区	本陣地区			
		色彩		<p>設置できません。</p> <p>ただし、「案内図板」は許可を受けて設置できます。</p>	<p>設置できません。</p> <p>ただし、「案内図板」は許可を受けて設置できます。</p>	原則として、地色は黒及び高彩度色を使用しない (鮮やかな色を使う場合は、強調する部分に用いてください。)		<p>第3種許可地域のうち、第1種許可地域と重複する地域では設置できません。</p> <p>また、第2種許可地域と重複する地域では、第2種許可地域の基準を適用します。</p>	<p>設置できません。</p> <p>ただし、「案内図板」は許可を受けて設置できます。</p>	<p>設置できません。</p> <p>ただし、「案内図板」は許可を受けて設置できます。</p>	
形態	野立広告板	面積等	設置できません。			一面30㎡以下	<p>壁面の面積×1/2</p> <p>壁面の面積×1/3</p>				
		高さ				4.5m以下					
ごとの規制	野立広告塔	面積等	<p>ただし、「案内図板」は許可を受けて設置できます。</p>			<p>ただし、「案内図板」は許可を受けて設置できます。</p>	一面あたり20㎡以下かつ一面の幅2m以下				<p>ただし、「案内図板」は許可を受けて設置できます。</p>
		高さ					10m以下				
の規制	壁面広告物	面積	<p>ただし、「案内図板」は許可を受けて設置できます。</p>			<p>ただし、「案内図板」は許可を受けて設置できます。</p>	<p>【車道】4.7m以上</p> <p>【歩道】2.7m以上</p>				
		高さ等									<p>地上から設置箇所までの高さ×1/2かつ10m以下</p> <p>建物の幅をはみ出さないこと</p>
		突出幅		<p>地上から設置箇所までの高さ×1/2かつ5m以下</p> <p>建物の幅をはみ出さないこと</p>							
の規制	突出広告物	上端の高さ	<p>設置できません。</p>		<p>設置できません。</p>						
		下端の高さ									
の規制	屋上広告物	高さ等	<p>設置できません。</p>	<p>設置できません。</p>							

自家用の屋上広告物と同じく、非自家用の屋上広告物は設置不可とする。

設置できません。

設置できません。

# 協議

## 電光可変式広告物の規制の検討について

# 電光可変式広告物とは

## ■ 電光可変式広告物・・・

屋外ビジョンなど、自らを発光または照射して表示し、常時表示内容を変えることができる広告物

(デジタルサイネージ、液晶パネル、電光ニュース板、電飾看板、投影等)



# 電光可変式広告物の課題について

- 社会情勢の変化や技術の進歩により、光や動きを活用した電光可変式広告物の設置が増加傾向にある。草津市においても電光可変式広告物の設置に関する相談が増えてきている。
- 電光可変式広告物は、視認性が高く、1つの媒体に複数の広告を掲出できるため、広告効果がある。一方で、輝度が高くまぶしいものなど、景観や住環境に大きな影響を及ぼすおそれもある。

➡ 現行基準では、電光可変式広告物を設置できる地域や表示面積の大きさ等の個別の制限がないため、**規制を検討する必要がある。**

# 電光可変式広告物の基準（地域）

## 設置できる地域

- 自家用広告物…第1種許可地域、第3種許可地域のうち第1種許可地域と重複する地域、モデル地区
- 非自家用広告物…第1種許可地域、第3種許可地域のうち第1種許可地域（案内図板のみ）と重複する地域

すでに設置されているところや相談があるところはいずれも幹線道路沿道であり、商業のにぎわいある景観を誘導するため、**第1種許可地域・第3種許可地域、モデル地区のみ設置可**とする。



# 電光可変式広告物の基準（大きさ）

案内図板の基準を当てはめた場合…（厳しい基準）

## 第1種許可地域

- 野立広告物…面積 5 m<sup>2</sup>以下/高さ4.5m以下
- 屋上広告物・壁面広告物…面積 5 m<sup>2</sup>以下

## 第3種許可地域

※第1種許可地域と重複する地域のみ

- 野立広告物…面積 5 m<sup>2</sup>以下/高さ4.5m以下
- 屋上広告物・壁面広告物…面積 5 m<sup>2</sup>以下

## モデル地区

自家用広告物のみ設置可

- 野立広告物…面積 3 m<sup>2</sup>以下/高さ4.5m以下
- 屋上広告物…設置不可
- 壁面広告物…面積 3 m<sup>2</sup>以下

自家用広告物の基準を当てはめた場合…（緩やかな基準）

## 第1種許可地域

- 野立広告物…面積基準なし/高さ20m以下
- 屋上広告物…面積基準なし/地上から設置箇所までの高さ×2/3以下
- 壁面広告物…壁面の面積×1/2以下

## 第3種許可地域

※第1種許可地域と重複する地域のみ

- 野立広告物…面積基準なし/高さ10m以下
- 屋上広告物…面積基準なし/地上から設置箇所までの高さ×2/3以下
- 壁面広告物…壁面の面積×1/3以下

## モデル地区

自家用広告物のみ設置可

- 野立広告物…1面あたり15m<sup>2</sup>以下、総量30m<sup>2</sup>以下/高さ10m以下
- 屋上広告物…設置不可
- 壁面広告物…壁面の面積×1/4以下

# 電光可変式広告物の基準（その他）

## その他基準（案）

- 信号機・踏切からは30m以上離し、その効用を妨げないこと。  
(参考：令和5年4月～の改正滋賀県屋外広告物条例)
- 他の電光可変式広告物との距離は20m以上離すこと。  
(参考：明石市屋外広告物条例)
- 歩道沿いの目線の高さ付近に設置する場合、光源の露出および点滅を避け、輝度を抑えること。特にまぶしさを感じやすい高齢者に配慮すること。  
(参考：埼玉県屋外広告物条例)

交通安全  
乱掲出防止

